

● 広告物は地域、種類などにより、 高さ、大きさ等の制限があります（条例5条、規則7条、規則別表1）

■ 許可の基準

屋外広告物の掲出許可を受けるには、その広告物が許可の基準に適合していなければなりません。
許可の基準は、広告物が掲出される地域、広告物の種類などによって、大きさや高さ又は設置方法等を定めているものです。

■ 地域別基準

広告物が地域の特性や環境等に見合うように、本市内を次に掲げる3種類の地域に区分して、それぞれ許可の基準を定めています。

- | | |
|--------------|--|
| 第1種地域 | 第3種地域を除く市街化区域の地域（用途地域が定められている地域です） |
| 第2種地域 | 市街化区域以外の地域（主に市街化調整区域などをいいます） |
| 第3種地域 | 市内の支笏洞爺国立公園の区域内にある市街化区域（定山溪温泉街の周辺地域です） |

1 共通設置基準（各地域、各広告種別共通の基準）

- 都市景観と自然美に調和し、その面積、色彩、形状、意匠等が周囲の環境を損なわないこと
- 広告物を表示する建物又は物件と不調和でないこと
- 照明を伴うものは屋間も良好な景観又は風致を害しないこと
- 蛍光や発光を伴う塗料、材料を原則として使用しないこと
- ネオンサインを使用するものは、点滅速度が緩やかなこと
- 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないこと

2 広告物の種類別基準

① 屋上広告物

■ 共通設置基準

- (1) 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。
- (2) 同一方向に2個以上設置しないこと。ただし、屋上広告物相互間の距離がそれらの屋上広告物の当該方向に面した表示面の最長辺の長さ、直径その他これに準ずるもの以上であるときは、この限りでない。

■ 地域別基準

【第1種地域】

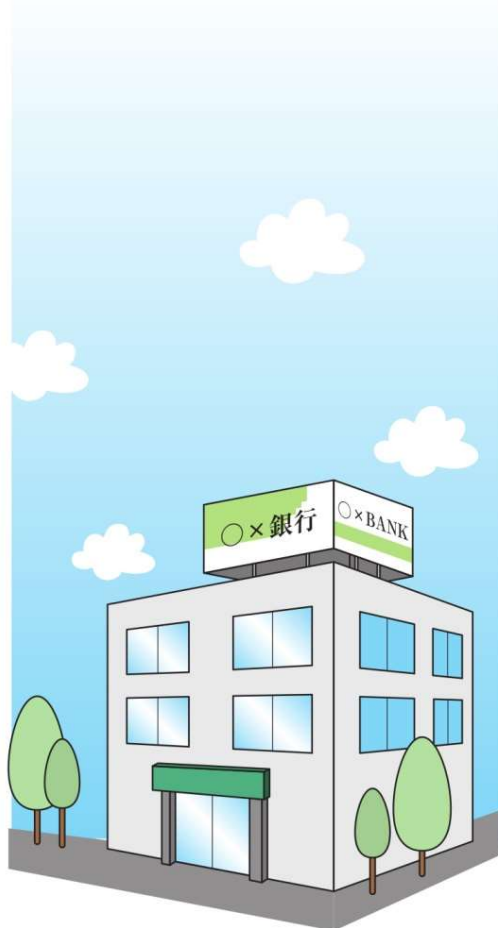
- (1) 高さ（脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。）が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20m以下であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が300㎡以下で、1面当たりの表示面積が100㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さ（脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。）が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの2分の1以下で、かつ、10m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が75㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さ（脚を有する場合又は屋上構造物の上に設置される場合は、当該脚又は屋上構造物の高さを含む。）が地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が75㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。
- (4) 表示面の縦の長さが横の長さを超えないこと。



屋上広告物

② 壁面広告物

■ 共通設置基準

- (1) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。
- (2) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。
- (3) 広告物等が建築物の窓又は開口部をそれぞれ3分の2以上ふさがないこと。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。
- (2) 取付壁面からの出幅が1m以下であること。ただし、その壁面広告物の保守のため、市長が特に認めた場合は、1.5m以下とすることができる。
- (3) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、30㎡以下であること。
- (3) 案内誘導広告物にあっては、表示面積が1基当たり3.5㎡以下であること。
- (4) 取付壁面からの出幅が0.5m以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下で、かつ、25㎡以下であること。
- (3) 取付壁面からの出幅が0.5m以下であること。



③ 突出広告物

■ 共通設置基準

- (1) 取付壁面からの出幅は1.5m以下であること。
- (2) 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないこと。
- (3) 道路路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。

■ 地域別基準

【第1種地域】

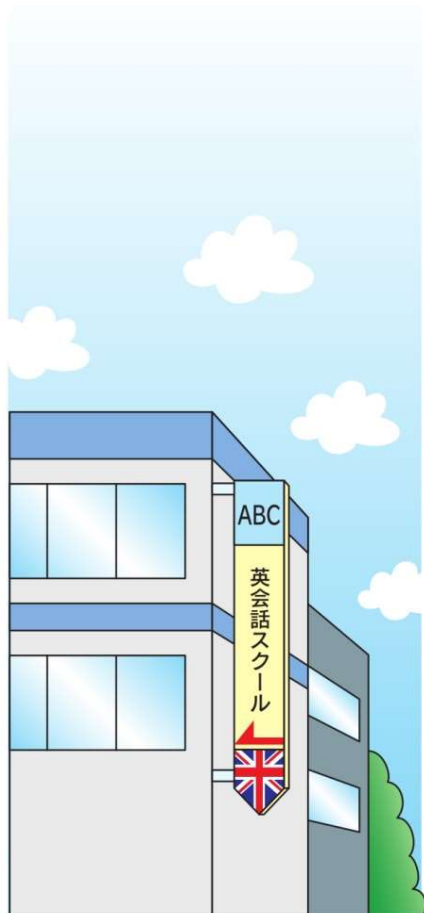
- (1) 1基当たりの合計表示面積が40㎡以下で、1面当たりの表示面積が20㎡以下であること。ただし、集合広告にあっては、合計表示面積が50㎡以下で、1面当たりの表示面積が25㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が20㎡以下で、1面当たりの表示面積が10㎡以下であること。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が10㎡以下で、1面当たりの表示面積が5㎡以下であること。



④ 地上広告物等

●地上広告物

■ 共通設置基準

- (1) 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。
- (2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。

【第1種地域】

- (1) 高さが地上20m以下であること。
- (2) 1基当たりの合計表示面積が150㎡以下で、1面当たりの表示面積が75㎡以下であること。

【第2種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 高さが自家用広告物にあつては地上10m以下、案内誘導広告物にあつては地上6m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が自家用広告物にあつては60㎡以下、案内誘導広告物にあつては7㎡以下で、1面当たりの表示面積が自家用広告物にあつては30㎡以下、案内誘導広告物にあつては3.5㎡以下であること。
- (4) 同一表示内容の案内誘導広告物を設置する場合は、広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

【第3種地域】

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 高さが自家用広告物にあつては地上20m以下、案内誘導広告物にあつては地上10m以下であること。
- (3) 1基当たりの合計表示面積が自家用広告物にあつては30㎡以下、案内誘導広告物にあつては10㎡以下で、1面当たりの表示面積が自家用広告物にあつては15㎡以下、案内誘導広告物にあつては5㎡以下であること。
- (4) 同一表示内容の案内誘導広告物を設置する場合は、広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

●立看板

■ 共通設置基準

建物その他の工作物(電柱、街路灯柱その他これらに類するものを除く。)を利用して立て掛け、又は地中に基礎を設けず土地に建植すること。

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 縦(脚の長さを含む。)3m以下、横0.9m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 縦(脚の長さを含む。)3m以下、横0.9m以下であること。

●柱状広告物

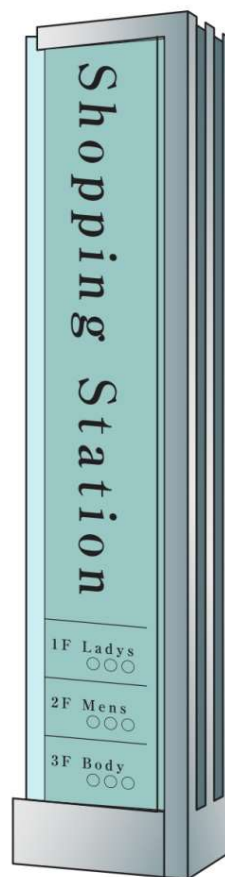
■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 高さが地上3m以下で、幅が0.6m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 高さが地上3m以下で、幅が0.6m以下であること。



地上広告物

⑤ アドバルーン

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) アドバルーンの直径が3m以下で、その高さが係留地点から50m以下であること。
- (2) 添加する広告があるときは、その広告の長さが15m以下、幅が1.5m以下であること。

【第2種・第3種地域】

アドバルーン広告は、認めない。



アドバルーン

⑥ 電柱広告物

■ 共通設置基準

- (1) 巻付広告、突出し広告は、それぞれ1柱につき1個とすること。
- (2) 夜行塗料又は光を反射する塗料若しくは材料を使用しないこと。
- (3) 突出し広告は、地上から広告物の下端までの高さが、歩道上にあつては3m以上、車道上にあつては4.5m以上であること。
- (4) 巻付広告は、地上から広告物の下端までの高さが1.5m以上であること。



電柱広告物



消火栓標識広告

■ 地域別基準

【第1種地域】

- (1) 巻付広告は、縦1.8m以下であること。
- (2) 突出し広告は、電柱に設置するものにあつては縦1.2m以下、横0.45m以下、出幅0.6m以下、街路灯柱その他これに類するものにあつては縦0.6m以下、横0.2m以下、出幅0.3m以下、消火栓標識に設置するものにあつては縦0.4m以下、横0.8m以下であること。

【第2種・第3種地域】

- (1) 案内誘導広告物であること。
- (2) 縦、横、出幅の基準は第1種地域と同じ。
- (3) 同一表示内容のものを設置する場合は、当該広告物相互間の距離を1km以上とすること。ただし、市長が別に定めたものについては、この限りでない。

⑦ 車体利用広告と宣伝車

● 車体利用広告

運行の用に供されている自動車、電車等(宣伝車を除く)の外面を利用して表示し、または装置するもの。
※自家用広告物の掲出の際には、許可申請は不要です(P9参照)。

■ 共通設置基準

- (1) 路面電車にあつては、車体の前後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (2) 路面電車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ2個以内で、縦0.6m以下、横1.2m以下であること。
 - (3) 路面電車の前後部を利用する広告物等は、それぞれ1個で、縦0.2m以下、横1.3m以下であること。
 - (4) 北海道旅客鉄道株式会社が、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の規定に基づく鉄道事業の用に供する車両(以下JR列車)にあつては、車体の左右両側部のみに表示するものであること。
 - (5) JR列車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ6個以内で、1個あたり0.7㎡以下であること。
 - (6) 自動車にあつては、車体の後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (7) 自動車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ2個以内で、縦0.6m以下、横1.5m以下であること。
 - (8) 自動車の後部を利用する広告物等は、縦0.45m以下、横0.6m以下のもの及び縦0.2m以下、横1.2m以下のものそれぞれ1個とすること。
 - (9) 第6号の規定にかかわらず、タクシーにあつては、車体の屋根の上への広告物等の表示又は設置をすることができる。
 - (10) 前各号の規定にかかわらず、路面電車、JR列車、路線バス、タクシー及び貨物自動車運送事業に係るトラックに掲出する場合に限り、車体全部に広告物を表示することができる。
- (注) 車体全部に広告物を表示する場合には、許可申請に当たり、市長に事前協議を行い、広告物のデザイン、色彩及び表示方法について市長の指導・助言を受けなければなりません(事前協議は市役所建設局総務部道路管理課で受付しています)。
車体利用広告の申請については、車両が保管されている区の土木部維持管理課で受付しています。

● 宣伝車

外面に広告を表示し、または装置して、自己または他人の営業宣伝を目的として移動する自動車。

■ 共通設置基準

電光板、映像等を右側面及び後部に用いる場合にあつては、文字、図形、映像等は、動かないものであること。



車体利用広告バス



車体利用広告市電



宣伝車

● 広告物を掲出できない区域、場所があります (条例7条、告示)

市内には、屋外広告物を掲出することができない区域や場所(「禁止区域」といいます。)があり、条例及び条例に基づく告示によって定められています。

■ 都市計画法に基づく区域

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
◎ 道路敷地は除きます。
- (2) 風致地区の全域(※1)
◎ 「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」については、道路及び河川の区域のみが禁止区域となります。

■ 自然環境等保全条例に基づく区域

- (1) 環境緑地保護地区[例:ペケレット湖、白旗山、道庁本庁舎前庭など]
- (2) 自然景観保護地区[例:八剣山、烏帽子岳、定山溪天狗山など]
- (3) 学術自然保護地区[例:大谷地学術自然保護地区]

■ 文化財保護法等に基づく区域

- (1) 重要文化財[例:八窓庵、豊平館、時計台、北海道旧本庁舎など]
- (2) 北海道指定有形文化財[例:琴似屯田兵屋、旧永山武四郎邸]
- (3) 札幌市指定文化財[例:清華亭、手稲山口バッタ塚、旧黒岩家など]

■ 市内の支笏洞爺国立公園の区域のうち、市街化区域以外の区域

■ 市民農園整備促進法に基づく市民農園の区域

■ 市内の都市公園全域

[大通公園、円山公園、その他地域の街区公園など]

■ 道路、鉄道沿線の区域

- (1) 札幌自動車道
道路中心線から両側100m以内の道路面以上の高さの区域(手稲区内の市街化区域以外の区域は路端から両側500m以内の区域)及び手稲本町5条4丁目570番地1ほか。
- (2) 道央自動車道
ア 厚別区上野幌及び清田区平岡から北広島市までの間と、札幌ジャンクションから江別市までの間(市街化区域を除く。)は、路端から両側500m以内の区域。
イ ア以外の道央自動車道では、道路中心線から両側100m以内の道路面以上の高さの区域。
- (3) 市道西南線(ミュンヘン大橋周辺)
ア 国道453号から豊平川(右岸側)までの間は、道路中心線から両側50m以内の区域。
イ 豊平川(左岸側)から山鼻川(右岸側)までの間は、道路中心線から両側100m以内の区域。
- (4) 鉄道沿線(※2)
北海道旅客鉄道株式会社の鉄道営業線の全区間及び当該線路の路端から両側100m以内の区域(鉄道高架部分については、線路路盤面以上の高さの区域に限る)。

■ 市内の河川区域の全域

■ 市内の北海道旅客鉄道株式会社の鉄道駅舎の建物及びその付帯施設(※3)

■ 墓地、火葬場、葬祭場の敷地

■ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院、公衆便所のほか国や地方公共団体、独立行政法人が設置し、又は管理する施設及びその敷地

(注)※1~3の区域は、広告物の用途や大きさによって、掲出可能な広告物がある区域です。〈8ページ参照〉



● 広告物を掲出できない物件があります (条例7条2項)

「禁止区域」と同様に、屋外広告物を掲出することができない物件(「禁止物件」といいます。)が定められています。

■ 禁止物件

- (1) 街路樹、路傍樹及び北海道自然環境等保全条例第4章の規定により指定された記念保護樹木並びにこれらの樹木の防護さくその他の附属物
- (2) 煙突、送電塔、送受信塔、換気筒その他これらに類するもの
- (3) ガスタンク、油タンクその他のタンク類
- (4) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
- (5) 橋りょうその他高架物、トンネル及び分離帯
- (6) 信号機、道路標識(案内標識を除く。)、歩道さく、駒止めその他これらに類するもの
- (7) 消火栓及び火の見やぐら
- (8) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔及びガス圧力計塔
- (9) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木



● 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出することができない物件、場所があります (条例7条3項・4項、告示)

禁止区域及び禁止物件のほか、「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の掲出のみを禁止している物件又は場所があり、条例及び条例に基づく告示によって定められています。

■ 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」の禁止物件

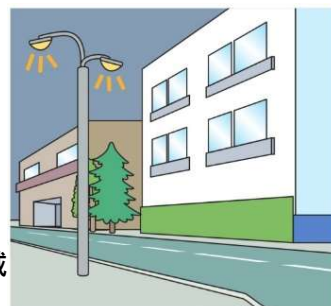
- (1) 電柱、街路灯柱その他の柱類
- (2) 道路の附属物 [例: 歩道橋、カーブミラーなど道路管理者が設置するもの]
- (3) 道路占用物件 [例: 工事用施設、分電盤など道路上又は上空を占用するもの]

■ 「はり紙」「はり札」「立看板」の禁止区域

本市域内の道路及びこれに面する区域で、次に掲げる区域

- (1) 道道札幌停車場線の全線の道路敷地及びこれに面する区域
- (2) 一般国道36号のうち北1条から南4条までの道路敷地及びこれに面する区域
- (3) 市道大通北線の起点から市道14丁目線までの道路敷地及びこれに面する区域
- (4) 市道大通南線の主要市道真駒内篠路線(左岸側)から市道14丁目線までの道路敷地およびこれに面する区域

■ 「広告旗」の禁止区域 市内のすべての道路



● 「禁止区域」でも掲出できる広告物があります (条例7条1項ただし書、告示)

前ページに掲げる「禁止区域」のうち、一部の区域では、広告物の用途や大きさによって掲出可能な広告物があり、告示によってその区域と掲出できる広告物を定めています。(※1～3は7ページ参照)

■ 風致地区関係(※1)

風致地区のうち「商業系」の用途地域では、自家用広告物(10ページ参照)で、許可の基準に適合し、かつ、次の地域ごとに定める要件を満たす広告物であれば、掲出することができます。

(1)【藻岩山風致地区】

ア 表示面積:「屋上広告物」「突出広告物」「地上広告物」については許可の基準の3分の2以下、「壁面広告物」については許可の基準の2分の1以下の面積であること。

イ 高さ: すべての広告物の上端が地上から15mを超えないものであること。

ウ その他:「屋上広告物」の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。広告表示盤面の下地等は、周囲の風致に配慮して、原色等のけばけばしい色を使用しないものであること。

(2)【東月寒向ヶ丘風致地区】

ア 「屋上広告物」の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。

イ 広告表示盤面の下地等は、周囲の風致に配慮して、原色等のけばけばしい色を使用しないものであること。

■ 鉄道沿線関係(※2)

次の広告物は掲出することができます。

- (1) 自家用広告物
- (2) 高さが4m以下で、かつ、1基当たりの表示面積が4㎡以下(1面の表示面積は2㎡以下)の案内誘導広告物

■ 鉄道駅舎関係(※3)

自家用広告物は、掲出することができます。